

定 款

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社（英文では NIPPON EXPRESS HOLDINGS, INC.）と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 鉄道利用運送事業
- (2) 貨物自動車運送事業
- (3) 貨物利用運送事業
- (4) 海上運送事業
- (5) 内航海運事業
- (6) 港湾運送事業
- (7) 船舶利用運送事業
- (8) 利用航空運送事業および航空運送代理店業
- (9) 前各号以外の貨物運送事業および利用運送事業
- (10) 倉庫業
- (11) 通関業
- (12) 建設業
- (13) 重量物の運搬、架設、設置およびこれに付随する事業
- (14) 警備業
- (15) 廃棄物処理業および廃棄物収集運搬事業
- (16) 特定信書便事業
- (17) 物品売買業、輸出入業、仲立業およびこれらに関連する代理業
- (18) 前号に関連する製作、組立、修理並びに加工業
- (19) 損害保険代理業および生命保険の募集業務
- (20) 石油、油脂類および液化石油ガスの製造販売業
- (21) 荷造梱包事業並びにこれに附帯する事業
- (22) 不動産の売買・賃貸仲介および鑑定に関する業務
- (23) 土木建設の設計・管理およびコンサルティングに関する業務
- (24) 建物総合管理業

- (25) 発電および売電に関する事業
 - (26) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリング、その他ソフトウェアの取得、企画開発および販売業
 - (27) 情報資産管理事業
 - (28) 人材派遣事業および人材紹介業
 - (29) 業務請負業
 - (30) 前各号の事業への投資および融資
 - (31) 前各号に付帯関連する一切の事業
- 2 当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行される日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、3億4千万株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い等およびその手数料は、法令または本定款に定めるもののか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、会社法第 325 条の 5 第 1 項に定める電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、同条第 2 項の規定により交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、各自当会社を代表する。

- 3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または執行役員の中から社長1名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会においてあらかじめ定め

た取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第30条 当会社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第35条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により会社法第 459

条第 1 項各号に掲げる事項を決定することができる。

(剩余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 2 回定期株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第 2 回定期株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。